3　入札書の提出場所等　⑴入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　〒151―8578 東京都渋谷区代々木２－２－２　東日本旅客鉄道㈱　財務部　資材計画グループ　並木　拓磨　電話03―5334―1313　⑵入札説明書の代金　4,200円(消費税込)　⑶入札説明書の交付を希望するものは、3⑴の箇所で直接受領すること。また、郵送により交付を希望する者はＡ４判用紙が入る返信用封筒（宛名を明記する。)並びに重量250ｇに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して3⑴の箇所に申込むこと。ただし、どの場合も日本国通貨により3⑵の示す金額を下記の銀行口座に前払いで支払うこと。この場合、当該送金に係る手数料は全額申込者の負担とする。みずほ銀行　東京中央支店　普通口座2161233　東日本旅客鉄道株式会社　本社財務部長　坂井　　究　⑷入札書の受領期限　平成24年12月４日10時00分　直接入札書を提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「12月４日開札［パーソナルコンピュータ］入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「12月４日開札［パーソナルコンピュータ］入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書して上記の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。⑸開札の日時及び場所　平成24年12月４日10時00分　東日本旅客鉄道㈱本社18階1810会議室

4　その他　⑴入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を平成24年11月20日18時00分までに上記3⑴の場所に提出しなければならない。提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象とする。なお、提出した証明書等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。⑵契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨　⑶入札保証金及び契約保証金　免除　⑷入札者に要求される事項　①会社要覧　②当社が示す仕様書に基づく製作仕様書　⑸品質保証　保証付　⑹分割履行　認める　⑺落札の基本的要件　次の各号のいずれにも適合するほか、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）が示す仕様書の基準を満足することを落札の要件とする。①資産、信用が確実であり、かつ技術、設備が良好であること　②会社が必要とする物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること　③製品が良好であり、かつ価格が低廉であるとともに数量、納期についても確実に応じ得ること　④会社の需要を長期にわたり円滑に満たし得ること　⑤会社の指定する訓練、技術支援、修理、部品提供等、当社に対して積極的協力が得られること　⑻落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。ただし、入札により落札者が決定しない場合には、経営的審査及び技術的審査に適合した者と随意契約方式により契約する。⑼詳細については、入札説明書による。

5　Summary　⑴The person who is responsible for this contract : Kiwamu Sakai, Director, Finance Dept., East Japan Railway Company.　⑵Classification of the products to be procured : 14　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : Personal Computer 2,982 units　⑷Delivery period : From 21 January 2013 through 8 February 2013　⑸Delivery place : as in the tender documentations　⑹Qualification for participating in the tendering procedures : None of the following items pertain to the prospective participant. ①persons against whom a judgment of incompetency or quasi-incompetency has been made. ②persons who have declared bankruptcy and are unable to be reinstated. ③persons who, in the performance of their contracts, manufactured products in bad faith, were crude in carrying out service, or were responsible for dishonest conduct in connection with product quality or quantity. ④persons who have wrongfully allied themselves for the purpose of forcing the bid up or down. ⑤persons who have obstructed bid participation, or completion or performance of a contract. ⑥persons who have obstructed inspection or supervision conducted by the members of this company. ⑦persons whose conduct has been wrongful or dishonest, who have caused an accident because of such conduct, or who otherwise lack honor and sincerity in their conduct. ⑧persons who are presently in dispute with the company without justifiable cause. ⑨persons who are presently delaying the discharge of their contractual duties. ⑩persons who have had an unsatisfactory achievement record in the past. ⑪persons who have failed without justifiable cause to discharge their contracts. ⑫persons who have made false declaration in connection with bidding competition procedures or contractual performance. ⑬persons who use anyone falling into any of the above categories as their representative at the bidding competition or as a representative, manager or other employee at the time of entering into a contract.　⑺Time-limit for tender : 10 : 00 4 December 2012　⑻Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., Finance Dept., East Japan Railway Company, 2―2―2 Yoyogi Shibuya-ku, Tokyo 151―8578 Japan TEL 03―5334―1313

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年11月９日
日本年金機構
理事長代理人　調達部長　竹内　孝志
◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13

○第106号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達等件名及び数量　相談窓口の待ち時間等情報表示サービスの提供等(埼玉県外３県)　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　委託期間　契約締結日から平成26年３月31日まで
⑸　納品場所　日本年金機構が指定する場所

2　競争参加資格
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
⑵　日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年(日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
②　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
⑥　上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
⑶　平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格)「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であること。